

**定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
重要事項説明書**  
(潤生園ホームヘルプサービス)

社会福祉法人 小田原福祉会

## 1、事業所の概要

- ・事業所名 潤生園ホームヘルプサービス
- ・介護保険事業所番号 1492300015（平成24年 4月 1日小田原市指定）
- ・提供サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・管理者及び連絡先 露木 智裕（連絡先 小田原市蓮正寺997-1 TEL0465-39-3101）
- ・提供可能地域 小田原市

## 2、事業の基本方針

要介護状態となった場合においても、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその利用者の居宅を訪問し、排せつの介助、日常生活上の緊急時の対応、その他安心して居宅において生活を送ることが出来るようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指すものであることとする。

## 3、事業所の職員体制（令和6年4月1日現在）

- 管理者 1名（常勤兼務）
- オペレーター 1名以上（常勤兼務）
- 計画作成責任者 1名以上（常勤兼務）
- 訪問介護職員 必要な人数（常勤兼務・非常勤兼務）

## 4、サービス提供時間、サービス提供地域

- ・営業日 月曜日～日曜日（年中無休）
- ・営業時間 午前8時00分～午後5時00分
- ・サービス提供時間 24時間対応
- ・電話等により、24時間常時連絡可能
- ・サービス提供地域 小田原市

## 5、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容

- (1) オペレーションサービス：ケアコール端末機や電話等による通報を受付し、その状況により訪問などの要否を判断し適切に対応します
- (2) 定期巡回サービス：訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の支援をします
- (3) 随時対応サービス：あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問、若しくは看護師等による対応の要否等を判断します
- (4) 随時訪問サービス：随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の支援をします
- (5) 訪問看護サービス：当事業所と連携する訪問看護ステーション等との別契約となります。

## 6、利用料及びその他の費用の額

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。介護報酬に係る利用者負担金については、別紙介護保険サービス料金表にて、利用者負担金の目安（1割、2割又は3割）及びその他の費用の額を説明し、同意を受けて書面を交付します。

- ① 通常のサービス提供の範囲を超える保険外の費用（全額、利用者負担）
- ② ケアコール端末機の設置は無料になりますが、端末機及び付属品の紛失、破損があった場合は実費相当を頂きます。また契約解除の際は端末機を引き上げる事とします。
- ③ 鍵の保管を行う為のキーボックス（後述）を設置する際、設置に係る費用は無料となります。
- ④ 交通費は上記サービス提供地域にお住まいの方は無料となります。
- ⑤ 訪問時サービス提供するために使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者のご負担とします。
- ⑥ 定期巡回随時対応型訪問介護看護Ⅲを利用し、日中(8時～18時)に訪問が必要となった場合は、30分以内2500円(以後10分毎に830円)の訪問費をいただきます。

#### <お支払い方法>

- 利用者負担金は、預貯金の口座引き落としにてお支払いいただきますようお願いいたします。
- 上記の口座引き落としは、ご指定の金融機関の口座から毎月27日に引き落とします。

## 7、事業所の第三者評価について

実施しておりません

## 8、サービス利用の中止

- (1) サービスの利用の中止をする際には、下記の連絡先までご連絡ください。  
連絡先（電話）：0465-39-3101
- (2) 定時訪問利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。
- (3) 入院等で一ヶ月以上の長期休止された場合、再開時に休止前と同じ日時に対応できない場合があります。

## 9、事故発生時の対応方法（損害賠償責任）

- (1) 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員に連絡を行うとともに、適切な措置を行います。
- (2) 当事業所は、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を支払います。
- (3) 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入しています。

## 10、非常災害対策

- (1) 事業所のオペレーター・訪問介護員等は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。
- (2) 非常災害が治まった後、利用者及び従業者の人命救助を最優先し、安否確認を行います。
- (3) 各部門の緊急連絡網を活用し、有事の際、情報共有を徹底します。

### 11、緊急時の対応

事業者は、現に訪問介護の提供を行っている時に事故による利用者の怪我及び利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・家族及び介護支援専門員等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

### 12、守秘義務又は秘密の保持

- (1) 訪問介護員等の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事項を理由なく第三者に漏らすことはしません。この守秘義務は契約が終了後した後も継続することとします。但し、円滑にサービスを提供するために保険者・医療関係者・民生委員・介護支援専門員には、サービスを提

供するために必要な個人情報を提供できることとします。

- (2) 前項にかかわらず、利用者がサービスを利用されるにあたり、利用者の情報提供が必要な場合には、利用者または家族の同意を得てから行うこととします。
- (3) 訪問介護員等の職員は、業務上知り得た利用者またはその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

### 1 3、鍵の管理

鍵の管理については、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 利用者・家族等の希望により、当事業所が鍵を預かる場合は、利用者・家族等と当事業所との協議の上、鍵の取扱い方法を確認し、別紙の「鍵預書」を取り交わし、所定の場所にキーボックスを設置します。
- (2) 当事業所を含む複数の事業所で鍵を共有する場合、鍵を複数の事業所等と共有（以下「鍵の共有」という。）することは、鍵の管理の責任の所在が不明確となることから、原則として鍵の共有はいたしません。
- (3) 前号の規定にかかわらず、利用者・家族等の事情によりやむを得ず鍵を共有しようとする場合は、利用者・家族等が自らキーボックスの設置及び管理を行い、当事業所を含む複数の事業所が当該キーボックスを利用します。この場合に複数の鍵使用があることに起因する事故及びトラブル、及び当該キーボックスの利用に起因する事故及びトラブルについて、当事業所は責任を負いません。

### 1 4、虐待の防止のための措置

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講じます。

### 1 5 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

### 1 6、相談窓口、苦情対応

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

- ・相談・苦情責任者 管理者 露木 智裕
- ・対応日時 月～金曜日 8:00～17:00
- ・電話番号 0465-39-3101 ・ファックス 0465-39-3102

《小田原福祉会 福祉サービス相談委員会》

- ・設置主体：社会福祉法人 小田原福祉会
- ・設置場所：小田原市穴部 377 特別養護老人ホーム潤生園内 法人本部 会議室
- ・開催日程：毎年4月、7月、10月、1月の第3木曜日 午前10時から午前11時まで
- ・相談委員：楊 隆子 / 岡村 悦子 / 廣澤 雄治

《公的受付機関》

- ・小田原市高齢介護課介護給付係（月～金曜日 8:30～17:15）  
小田原市荻窪300 電話番号 0465-33-1827
- ・神奈川県国民健康保険団体連合会 横浜市西区楠町27-1  
介護保険課介護苦情相談係 電話番号 045-329-3447  
受付時間： 8:30～17:15（土日・祝祭日・年末年始を除く）

## 16、法人の概要

名称	社会福祉法人 小田原福祉会
代表者名	理事長 時田 佳代子
所在地	小田原市穴部377番地
TEL	0465-34-6001
FAX	0465-34-9520
事業概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別養護老人ホーム 1事業所</li><li>・地域密着型特別養護老人ホーム 1事業所</li><li>・短期入所生活介護事業所 2事業所</li><li>・認知症対応型共同生活介護事業所 2事業所</li><li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1事業所</li><li>・通所介護事業所 3事業所</li><li>・地域密着型通所介護 8事業所</li><li>・居宅介護支援事業所 3事業所</li><li>・介護予防支援事業所 4事業所</li><li>・小規模多機能型居宅介護事業所 4事業所</li><li>・訪問看護事業所 1事業所</li><li>・看護小規模多機能型居宅介護事業所 1事業所</li></ul>

(令和8年6月1日現在)

## 17、その他

訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただいております。

令和 年 月 日

上記のとおり重要事項を説明し、交付いたしました。

潤生園 ホームヘルプサービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

説明者氏名 \_\_\_\_\_

上記のとおり重要事項の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

氏 名 \_\_\_\_\_

利用者は、心身の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代行者

氏 名 \_\_\_\_\_

(続柄 \_\_\_\_\_)